

## 公安委員会規則

高知県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則をここに公布する。

令和3年6月1日

高知県公安委員会委員長 西山 彰一

### 高知県公安委員会規則第8号

#### 高知県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年国家公安委員会規則第6号）第11条の規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる公安委員会等（高知県公安委員会、高知県警察本部長（以下「本部長」という。）又は警察署長をいう。以下同じ。）に係る手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。

(2) 電子証明書 電子署名を行う者が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。

2 前項に定めるもののほか、この規則において使用する用語の意義は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

(電子情報処理組織による申請等の指定)

**第3条** 公安委員会等に係る手続等のうち、法第6条第1項の規定に基づき電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる申請等については、高知県公安委員会が別に定める。

(電子情報処理組織による申請等の手続)

**第4条** 法第6条第1項の規定に基づき電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行おうとする者は、公安委員会等の使用に係る電子計算機と申請等を行う者の使用に係る電子計算機であって本部長が定める技術的基準に適合するものとして電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法により、申請等を行わなければならない。

2 前項に規定する者は、申請等を書面等により行うときに法令の規定により書面等に記載すべきこととされている事項その他

本部長が必要があると認める事項を、当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力し、又は送信しなければならない。

3 第1項に規定する者は、本部長が定めるところにより、申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等又は電磁的記録に記載され若しくは記録されている事項又はこれらに記載すべき若しくは記録すべき事項を、併せて入力し、又は送信しなければならない。

4 前2項の規定により申請等を行う者は、入力し、又は送信する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。ただし、本部長が指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

(1) 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項（これらの規定を他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき登記官が作成した電子証明書

(2) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書

(3) 前2号に掲げるもののほか、公安委員会等が指定する電子証明書

5 法令の規定により同一内容の書面等を数通必要とする（副本又は写しを正本と併せ必要とする場合を含む。）申請等を行う者が、第2項及び第3項の規定により当該数通の書面等のうち1通に記載されている事項又はこれらに記載すべき事項を入力し、又は送信した場合は、その他の同一内容の書面等に記載されている事項又はこれらに記載すべき事項が入力され、又は送信されたものとみなす。

（署名等に代わる措置）

**第5条** 法第6条第4項の氏名又は名称を明らかにする措置は、申請等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書（前条第4項に規定する電子証明書に限る。）と併せてこれを送信する措置とする。ただし、本部長が指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

（申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合）

**第6条** 法第6条第6項の申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 申請等をする者について対面により本人確認をする必要があると公安委員会等が認める場合

(2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要がある

あると公安委員会等が認める場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、申請等の全部を電子情報処理組織を使用する方法により行うことが不可能又は申請等に係る利便性を著しく損なう場合

(電子情報処理組織による処分通知等の手続)

**第7条** 公安委員会等は、法第7条第1項の規定に基づき電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行うときは、公安委員会等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であって本部長が定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用するものとする。

2 前項の場合においては、処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を公安委員会等の使用に係る電子計算機から入力するものとする。

3 前項の場合において、当該処分通知等が電子署名を要するものと認めるときは、当該処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該処分通知等と併せて公安委員会等の使用に係る電子計算機から入力するものとする。

(電子情報処理組織による処分通知等を受ける旨の表示の方式)

**第8条** 法第7条第1項ただし書の処分通知等を受ける者が電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨を表示する方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

(1) 処分通知等に係る電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証コードの入力

(2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の公安委員会等が定めるところにより行う届出

(署名等に代わる措置)

**第9条** 法第7条第4項の氏名又は名称を明らかにする措置は、電子情報処理組織を使用する方法により行う処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該処分通知等に添付する措置とする。

(処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

**第10条** 法第7条第5項の処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をすることがあると公安委員会等が認める場合

(2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があると公安委員会等が認める場合

(委任)

**第11条** この規則の施行に関し必要な事項は、本部長が定める。

**附 則**

この規則は、令和3年6月1日から施行する。